

～ ^{きんじょ}ご近助プロジェクト ～

田村市訪問型サービスB事業



地域づくり



支え合い



介護予防

高齢者が日常生活で感じる“ちょっとした困りごと”



が応援します！

例えば…



電球が切れたけど交換できない。困った…



ごみを出したいけど収集所まで遠くて運べない。困った…

～ そんな困りごとが解決できれば、
住み慣れた地域で元気に暮らしていける ～

そんな方の生活を…



いつまでも住み慣れた地域で元気に自分らしく暮らしていくために、できることは自分で行い、できないこと、“ちょっとした困りごと”を ^{りんりん}隣隣サポーターが応援し一緒に行くことで、自立支援の助けとなるような“支え合い”や“助け合い”の活動を行います。

◎詳しくは裏面へ⇒

☆隣隣サポーターとは？

市の養成講座を修了した、地域住民の方。訪問型サービスB事業の協力団体に所属し、総合事業対象者、要支援1・2等の方へ軽度な生活援助を行います。

☆利用できる人は？

- ◇介護予防・日常生活支援総合事業で、基本チェックリストにより、生活機能に低下がみられた方（総合事業対象者）
- ◇要介護（要支援）認定で要支援1・2の判定を受けた方
- ◇要支援者等の時から継続して住民主体によるサービスを利用する要介護者

☆提供するサービス内容は？ 利用料金は？

◇利用する方のケアプランに沿って、下記のような生活援助を行います。

◇利用は月5回まで、1回あたり1時間程度までです。

※提供内容や回数は、利用する方の生活状況に合わせて、自立した生活を支援するためのサービスを提供します。時間内に複数の内容を組み合わせての利用もできます。

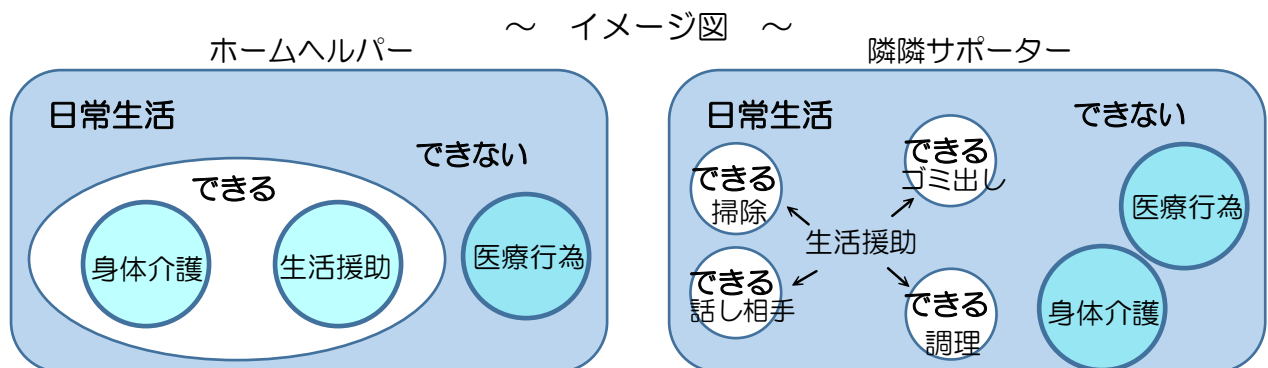
提供できる ※複数の組合せ可	提供できない
掃除 洗濯 調理 利用者不在の布団のシーツ・カバー交換 衣服の整理・被服の補修 日常品の買い物(買い物付き添いを含む) 薬の受け取り 灯油入れ ゴミ出し 電球交換 話し相手 雪はき	身体介護 本人以外の家事 日常的な家事の範囲を超えるもの ペットの世話・住宅の環境整備（草むしりなど） 金銭などの取り扱い 医療行為 契約や各種手続き

※隣隣サポーターが提供できる内容は、所属する協力団体によって異なります。

◇料金は、30分まで250円で、以後30分ごとに250円加算されます。
利用した方が直接隣隣サポーターへ支払います。

☆訪問介護（ホームヘルパー）との違いは？

◇どちらもケアプランに沿ったサービスを提供しており、併用もできます。



※複数の内容の組み合わせも可能です。

《組み合わせ例》ゴミ出し・灯油入れ・話し相手

☆利用するには？

まずは、お気軽に下記相談先または担当ケアマネジャーにご相談ください。

＜相談先＞田村市高齢福祉課 ☎82-1115 田村市地域包括支援センター ☎68-3737
田村市ふねひき地域包括支援センター ☎73-8762